

移動等円滑化取組計画書

東京空港交通株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の6の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・弊社が保有する乗合バス車両については2016年よりリフト付きバスを導入し、2019年3月時点でリフト付きバス17両、エレベーター付きバス8両を保有している。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて車両数を拡大してきたが、同大会が延期になったことを受け、あらためて需要やバリアフリー対応車両の運行路線についても検討を行った上で車両および路線の拡大を目指す。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ・より高レベルな旅客支援体制の確立のため、接遇研修や社内向けの講演会を適宜実施する。
- ・ICT等を活用し利用者とのコミュニケーションを補助するツールを随時導入する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付きバスの導入	・エレベーター付きバスを1両導入する。(2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	車いすの使い方や手話、視覚障がい者の誘導など実技的な内容を盛り込んだ「サービス介助研修」を実施する。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
タブレット端末の導入	乗務員および旅客係員によるお客様への情報提供ツールとしてタブレット端末を導入する。(2019年度～2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい等に対する理解を深めるための講演会の実施	・関係団体等から講師をお招きし、障がいに対する知識や理解を深めるために社内向けの講演会を実施する。(2020年度)
外部研修への参加	・国土交通省が定める「交通事業者向け接客研修プログラム」に準拠した外部研修を受講する。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・電話やメールで利用者から寄せられた意見を全社で共有し、取組の改善に活用する。 ・乗合バス車両において座席の一部を優先席とし、案内やヘルプマークを掲示する。ヘルプマークについては社内でもポスター等を用いて周知を行う。 ・全国の交通事業者による「声かけサポート運動」に参画し、利用者に対して積極的なお声掛けに努める。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・本年度以降の計画については、新型コロナウイルス感染拡大による影響を鑑み、やむを得ず見直しを行う可能性がある。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。